

しんぎょれんの現況 2021



Jf マリンバンク
愛媛県信用漁業協同組合連合会



も く じ

ごあいさつ	1
経営方針	
・経営理念	2
・貸出運営についての考え方	2
・わたしたちJFのめざすもの	3
・漁業者等の経営の改善のための取組状況	4
本会の組織	
・組織機構図	6
・会 員 数	7
・役員	7
・職員	7
・協同会社	7
・特定信用事業代理業の状況	7
・店舗一覧	8
・自動機器の設置状況	9
・店舗所在地	10
事業運営	
・リスク管理体制	11
・法令等遵守体制	13
・個人情報保護体制	15
・金融 ADR 制度への対応	18
・利用者サポート等対応	18
・マネー・ローダリング等および反社会的勢力等への対応	19
・利益相反管理体制	20
・金融商品の勧誘方針	21
沿革・歩み	22
事業のご案内	24
商品・サービスのご案内	25
手数料一覧	
・内国為替の取扱手数料	30
・両替手数料	30
・その他の諸手数料	30
・自動機手数料	31
地域の活性化のための取組状況	32
トピックス	33
資料編	
・業績	35
・貸借対照表	37
・損益計算書	38
・注記表	39
・キャッシュ・フロー計算書	47
・剰余金処分計算書	48

貯 金	
・ 種類別・貯金者別貯金残高	49
・ 科目別貯金平均残高	49
・ 財形貯蓄残高	49
貸 出 金	
・ 種類別・使途別・貸出者別貸出金残高	50
・ 科目別貸出金平均残高	50
・ 貸出金担保別内訳	51
・ 債務保証担保別内訳	51
・ 業種別貸出金残高	51
・ 主要な水産業関係の貸出金残高	52
有 価 証 券	
・ 種類別有価証券平均残高	53
・ 有価証券残存期間別残高	53
・ 有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	54
・ 保有有価証券の利回り	54
・ オフバランス取引の状況	54
・ 先物取引の時価情報	54
・ オプション取引の時価情報	54
受託業務・為替業務等	
・ 受託貸付金の残高	55
・ 内国為替の取扱実績	55
平残・利回り等	
・ 粗利益	56
・ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	56
・ 受取・支払利息の増減額	57
・ 経費の内訳	57
役員等の報酬体系	
・ 役員	58
・ 職員等	59
・ その他	59
諸 指 標	
・ 最近5年間の主要な経営指標	60
・ 経営諸指標（貯貸率等・利益率）	60
自己資本の充実の状況	61
リスク管理情報等	
・ リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額	74
・ 金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額	75
・ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	76
・ 貸出金償却の額	76
財務諸表の正確性等にかかる確認書	77

ごあいさつ



皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当連合会及び愛媛県下JFマリンバンクの業務運営に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も当連合会へのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャー誌「しんぎょれの現況2021」を作成いたしました。ご参考にしていただければ幸いに存じます。

我が国の経済状況は新型コロナウイルス感染症の影響により、リーマンショック直後に匹敵するマイナス成長となりました。今年度の見込みにおいても、先行きが不透明なため、コロナ禍前の水準を取り戻すには難しいと考えられております。

一方で、金融情勢は金利低下が続いており、金融機関にとっては収益力の低下等、厳しい経営環境が続いており、当連合会においても、適切なコロナ対策を図りつつ、組織体制や、事業推進変革が課題となっております。

また、県下の漁業・漁協を取り巻く環境につきましても、コロナ禍前から続く、魚価の低迷及び魚類養殖における餌飼料価格の高止まり等による養殖業者への経営圧迫、その上にコロナ禍による影響を受け、大変厳しい状況となっております。

そのため、当連合会では、JFマリンバンク基本方針に基づき、「信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）」を経営理念として、中期経営計画（令和2年度から令和4年度）のもと、当連合会が今後も県下の漁業者及び漁協にとって必要な組織であり続けるために、現状の課題解決を図りながら、県下漁業金融機能強化のため、浜との信頼関係をさらに強固なものとし、役職員一丸となって、県下水産業を守り、漁家経営を強力にサポートできるよう、鋭意取り組んで参りますので、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和3年7月

代表理事会長 三 好 猛

経営方針

●経営理念

当連合会は、J F マリンバンク基本方針に基づく「信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）」を基礎として、当会中期経営計画（令和2年度から令和4年度）のもと、当会が今後も県下の漁業者及び漁協にとって必要な組織であり続けるために、下記の現状の課題解決を図りながら、県下漁協系統金融機能強化のため鋭意取り組むことといたします。

《 解決すべき課題 》

- ① J F マリンバンクの役割の明確化（会員との関係や組織の在り方）
- ② 経営コストの見直し・効率化（店舗配置・運営の在り方）
- ③ 人材育成

●貸出運営についての考え方

貸出金平残310億円を目標に、漁業金融機能の強化を図り、会員及び組合員、地域住民等の必要資金に対し、積極的な資金対応を行います。

なお、貸出にあたっては、適切な審査と円滑な資金対応、また対応後の適切な管理に努めます。

《 具体的実践事項 》

- ① 融資推進先の戸別訪問活動による制度資金等の推進
融資推進先を拡充し、アプローチリストに基づく、計画的な戸別訪問を行い、推進先に応じた個別提案を実践していきます。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響等による漁業者の金融円滑化
漁業経営に必要な運転資金の円滑な融資に努めます。
- ③ 漁業者経営相談センターの機能強化
全国漁業者経営相談センター及び農林中央金庫と連携を図りながら、専門家によるWEBセミナー開催等により、漁業者が抱える経営課題解決に向けて取り組みます。
- ③ 生活関連資金の推進
生活関連資金については、組合員をはじめ漁村地域住民へのPRを強化し、J F マリンローンや住宅ローン等の積極的な推進に努めます。

●わたしたち J F のめざすもの

生命誕生の起源である母なる海の恵みを受けて、漁業は、水産食料の供給を担うとともに、地球の約7割を占める海の環境を守る水の番人としても大切な役割をもっています。

我が国の漁業者はこれらの役割を発揮し、海洋と国土の保全、国民経済の発展、そして豊かな社会の実現に寄与してきました。

また、わたしたち J F は漁業を基盤とする組織として、漁業協同組合運動の歴史を通じ、漁業者の生活安定、漁業と漁村の発展に貢献してきました。

これからも、わたしたち J F の組合員・役職員は、こうした使命を自覚し、明日に向けて、協同組合原則（自主、自立、参加、民主的運営など）に基づき行動します。

そして、我が国と世界の協同組合の仲間と連携し、また、消費者や地域とのつながりを深め、「人を大切にする社会」、「民主的で公正な社会」の実現に努めます。

このため、わたしたち J F の組合員・役職員は次のことを宣誓し、責任をもって行動します。

J F 綱 領

- 一、海の恵みを享受するすべての人々とともに、海を守り育み、次代へ引き継ごう。
- 一、食料供給の担い手として、安全・安心・新鮮な水産物を提供しよう。
- 一、都市・農山村の人々と交流を深め、活気ある漁村をつくろう。
- 一、J F の利用・参加によって、協同の成果を高めよう。
- 一、自主・自立、民主的運営を基本に、J F を健全に経営しよう。
- 一、協同の理念を学び、実践を通じて共に生きがいを追求しよう。

そして、わたしたち J F の組合員・役職員は、これらの社会的な使命や役割をしっかりと果たすことが出来るよう、また、消費者や国民から大きな信頼が得られるよう、常に、事業・組織・経営の革新に努めます。

※「JF」とは、漁協系統イメージ刷新運動に係る統一呼称であり、
Japan Fisheries cooperatives の略称です。

●漁業者等の経営の改善のための取組状況

■金融円滑化に関する取組方針

当連合会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当連合会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当連合会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当連合会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当連合会は、事業を営む組合員等の皆さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員の皆さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対し金融円滑化の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

- 3 当連合会は、組合員等の皆さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等の皆さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。

- 4 当連合会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当連合会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、関係する他の金融機関等（日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会、地域経済活性化支援機構を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めてまいります。

- 6 金融円滑化管理に関する体制

当連合会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

- (1) 会長以下、常勤理事、本部長、本部長代理、監査室長を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化の態勢整備にかかる重要な事項を協議し、施策に反映させます。
 - (2) 当連合会は、業務統括本部長を「金融円滑化管理責任者」、融資課長および営業課長並びに各支所長を「金融円滑化管理担当者」として、当連合会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
- 7 当連合会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、必要に応じて見直しを行います。

また、経営者保証に関するガイドライン（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会により公表、平成26年2月1日適用）に基づき、当連合会では、新規のお取引や既存のお取引における経営者保証に関して、ガイドラインを遵守し、誠実に対応するよう取り組んでまいります。

■中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

当連合会では、中小漁業者等の経営支援に関する対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- 1 会長以下、常勤理事、本部長、本部長代理及び監査室長を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化の態勢整備にかかる重要な事項を協議し、施策に反映させることとしております。
- 2 業務統括本部長を「金融円滑化管理責任者」として、当連合会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- 3 業務統括本部融資課、営業課及び各支所（以下「各営業店等」といいます。）に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各営業店等における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融円滑化管理責任者へ報告することとしております。
- 4 各営業店等では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。
- 5 お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を業務統括本部融資課に設置しているほか、営業課及び各支所においても承っております。

《条件変更等希望のお客さまのためのご相談窓口》

窓 口		所 在 地	電話番号
本所	業務統括本部融資課	松山市二番町4-6-2	089-933-8718
	業務統括本部営業課		089-933-8719
今治支所		今治市恵美須町1-4-3	0898-31-0039
宇和島支所		宇和島市築地町2-5-7	0895-22-1232

受付時間 9:00～17:00（土・日曜日、祝日・振替休日、12月31日～1月3日を除く）

- 6 お客さまからの、当連合会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、経営管理本部に受付窓口を設置しております。また、各営業店等で苦情を受けた場合には、当連合会所定の手続きに従って、速やかに経営管理本部に連絡をし、経営管理本部と各営業店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。
- 7 経営者保証に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、「与信取引に関する利用者への説明態勢にかかる規則」を制定し、体制等の整備を行い、適切に対応しております。

■中小企業者等の経営支援にかかる取組状況

当連合会では、中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うため、以下の取り組みを行っております。

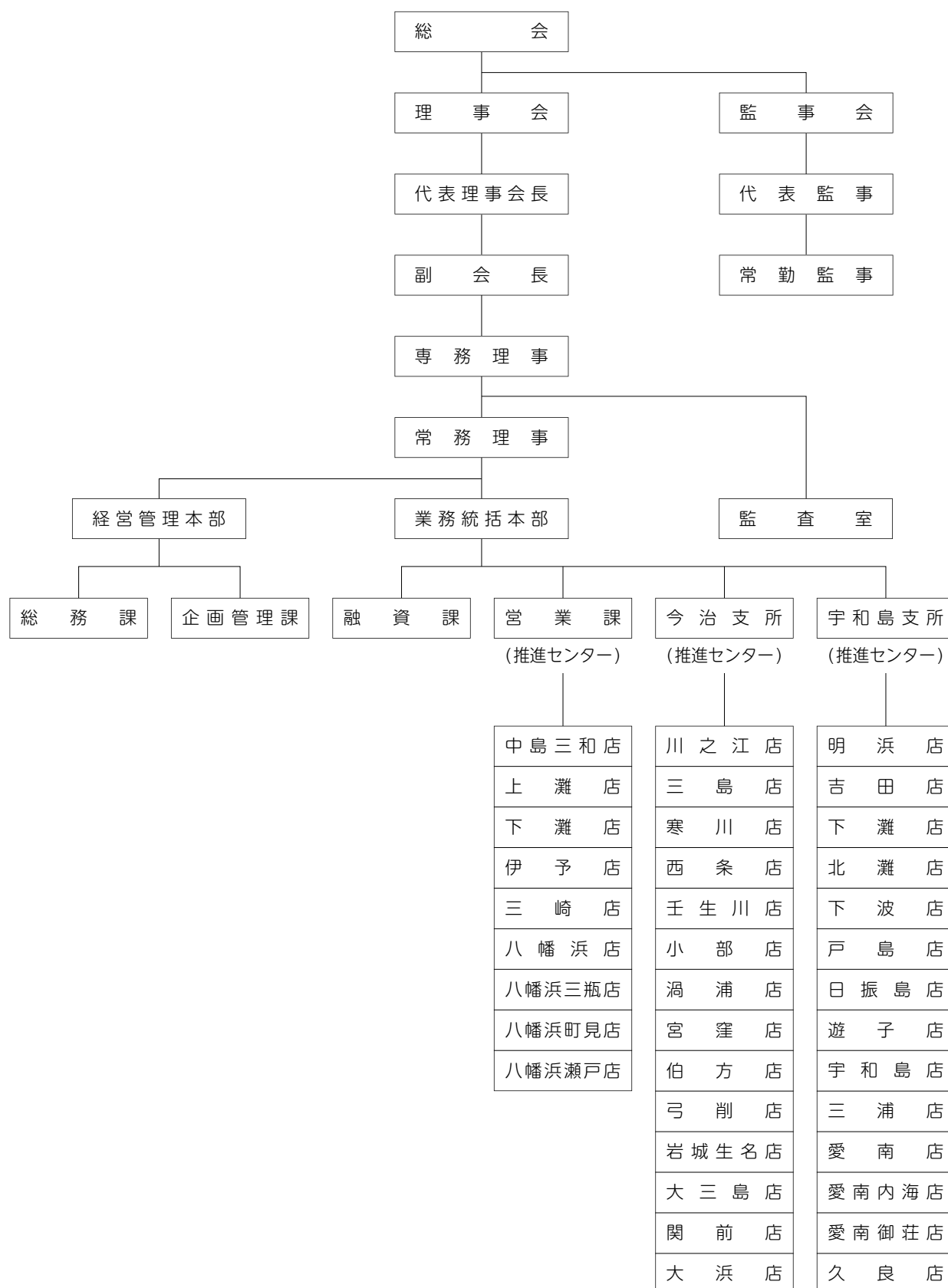
- 1 業務統括本部を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- 2 特に、漁業者のお客さまに関しては、当連合会の管轄支所及び所属漁協とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しております。
- 3 これらに対する機能発揮のため、当連合会の職員に対し、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上を図るため、必要な研修、指導を行っております。

なお、現在職員1名を「漁業金融リーダー」に、7名を「漁業金融相談員」に指名し、より円滑な対応を図っております。

本会の組織

●組織機構図

(令和3年7月1日現在)



●会 員 数

資 格 別	令和元年度末	令和2年度末	増 減
正 会 員	61	10	△ 51
准 会 員	0	0	0
合 計	61	10	△ 51

●役 員

(令和3年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表 理 事 会 長	三 好 猛	理 事	松 下 定 一
副 会 長	林 喜代行	理 事	田 中 宇三男
専 務 理 事	古 谷 康 二	理 事	清 水 武 美
常 務 理 事	大 西 直 紀	理 事	立 花 弘 樹
理 事	村 上 純 治	代 表 監 事	清 水 工
理 事	對 尾 眞 也	常 勤 監 事	井 上 毅
理 事	網 江 正 安	監 事	日 野 修 次
理 事	福 島 大 朝	監 事	大 野 覚 男

(注) 常勤監事 井上毅は、員外監事です。

●職 員

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参 事	1	1	1	1	1
男 性 職 員	22	22	22	23	22
女 性 職 員	13	13	13	13	13
嘱託・常よう人	7	7	7	5	5
合 計	43	43	43	42	41

●協 同 会 社

該当ありません。

●特定信用事業代理業の状況

該当ありません。

●店舗一覧

(令和3年7月1日現在)

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 所	松山市二番町4丁目6番地2	(089) 933-8714
中 島 三 和 店	松山市津和地600番地	(089) 999-0031
上 灘 店	伊予市双海町上灘甲5722番地3	(089) 986-1133
下 灘 店	伊予市双海町串甲3655番地4	(089) 987-0021
伊 予 店	伊予市灘町357番地	(089) 982-0134
三 崎 店	西宇和郡伊方町串19番地	(0894) 56-0111
八 幡 浜 店	八幡浜市大黒町五丁目1522番地18	(0894) 22-2811
八 幡 浜 三 瓶 店	西予市三瓶町安土533番地	(0894) 33-1331
八 幡 浜 町 見 店	西宇和郡伊方町二見甲1251番地5	(0894) 39-0168
八 幡 浜 瀬 戸 店	西宇和郡伊方町三机乙2989番地13	(0894) 52-0016
今 治 支 所 (※)	今治市恵美須町1丁目4番地3	(0898) 31-0039
川 之 江 店	四国中央市川之江町4101番地の地先	(0896) 58-2019
三 島 店	四国中央市三島中央1丁目11番17号	(0896) 24-2815
寒 川 店	四国中央市寒川町4775番地の4	(0896) 23-3718
西 条 店	西条市樋之口字梅ヶ須賀445番地1	(0897) 56-3165
壬 生 川 店	西条市壬生川547番地7	(0898) 64-2019
小 部 店	今治市波方町小部甲153番地3	(0898) 52-2301
渦 浦 店	今治市吉海町椋名578番地	(0897) 84-2720
宮 窪 店	今治市宮窪町宮窪2700番地	(0897) 86-2008
伯 方 店	今治市伯方町叶浦甲1667番地3	(0897) 72-1556
弓 削 店	越智郡上島町弓削下弓削839番地3	(0897) 77-2121
岩 城 生 名 店	越智郡上島町岩城1530番地	(0897) 75-2033
大 三 島 店	今治市大三島町浦戸1507番地1	(0897) 83-0136
関 前 店	今治市関前岡村甲80番地2	(0897) 88-2001
大 浜 店	今治市大浜町2丁目3番28号先	(0898) 23-3737

(※) 今治支所は、推進センターとして管轄代理店を中心とした貯蓄・融資推進や各種相談・指導等の業務を行う当連合会の店舗であり、金融機関店舗としての窓口機能は有してありません。

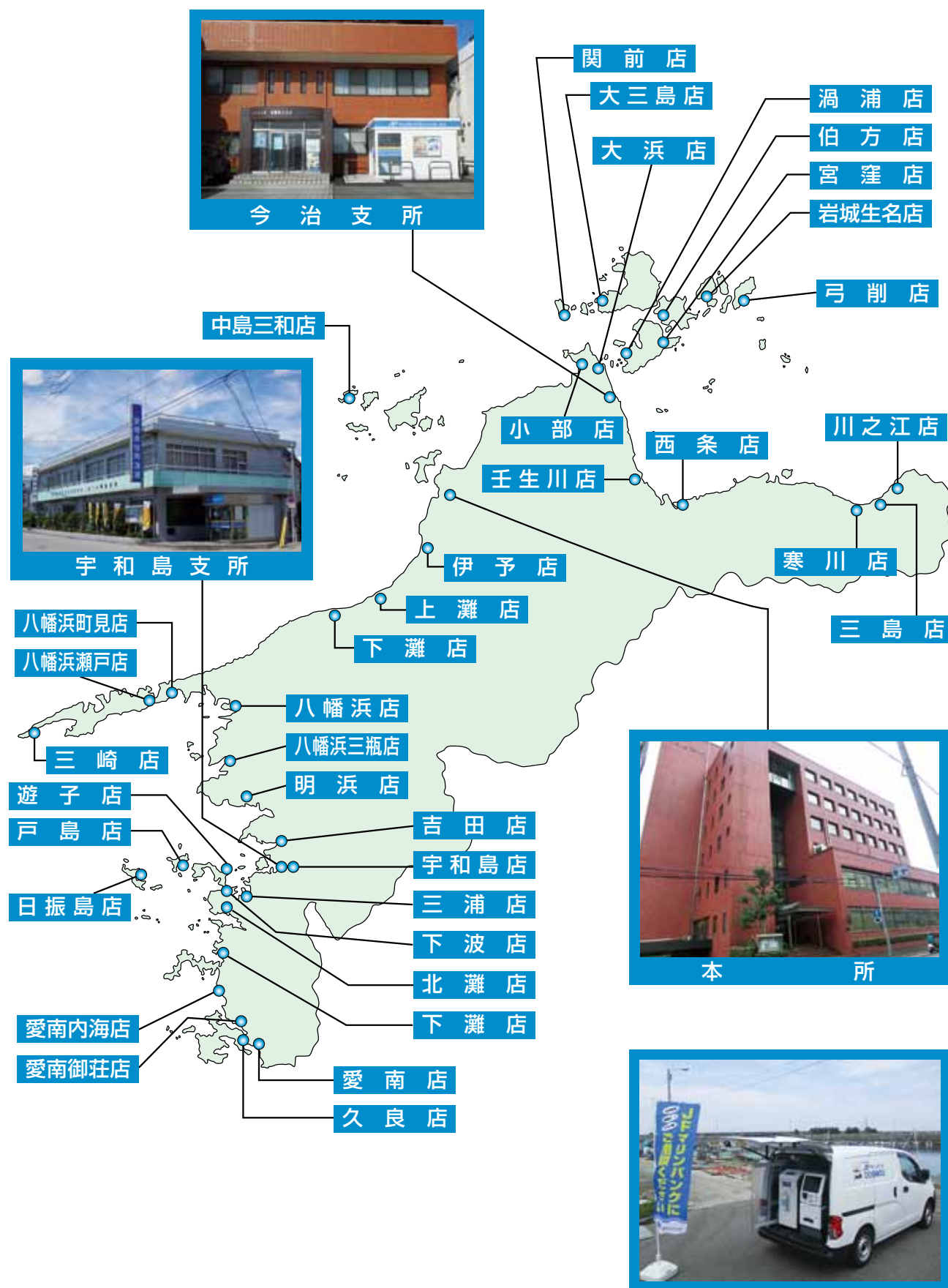
店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
宇 和 島 支 所	宇和島市築地町 2 丁目 5 番地 7	(0895) 22-1232
明 浜 店	西予市明浜町狩浜 1 番耕地 2 1 5 番地	(0894) 65-0311
吉 田 店	宇和島市吉田町立間尻甲 4 2 8 番地	(0895) 52-0305
下 灘 店	宇和島市津島町嵐番外 2 3 番地 2	(0895) 35-0221
北 灘 店	宇和島市津島町北灘甲 1 0 3 2 番地	(0895) 32-2850
下 波 店	宇和島市下波 3 0 4 8 番地	(0895) 29-0121
戸 島 店	宇和島市戸島 2 2 1 8 番地	(0895) 64-0001
日 振 島 店	宇和島市日振島 1 6 8 2 番地	(0895) 65-0321
遊 子 店	宇和島市遊子 2 5 4 8 番地	(0895) 62-0211
宇 和 島 店	宇和島市榎形町 2 丁目 6 番 1 1 号	(0895) 22-5750
三 浦 店	宇和島市三浦西 3 5 6 6 番地 5	(0895) 29-0231
愛 南 店	南宇和郡愛南町舗越 1 6 6 番地 3	(0895) 72-1135
愛 南 内 海 店	南宇和郡愛南町柏崎 5 3 6 番地	(0895) 85-0304
愛 南 御 荘 店	南宇和郡愛南町御荘平城 1 番地 20	(0895) 72-6600
久 良 店	南宇和郡愛南町久良 1 2 0 0 番地の 2	(0895) 72-1225

●自動機器の設置状況

A T M（現金自動預入・支払機）、C D（現金自動支払機）の設置台数

項 目	区 分	店 舗 内	店 舗 外
本・支所設置	C D	0	0
	A T M	0	5
代理店設置	C D	0	0
	A T M	0	2

●店舗所在地



事業運営

●リスク管理体制

■基本方針

金融自由化・国際化・規制緩和が急速に進展する中で、金融機関が直面するリスクもまた多様化・複雑化しており、より一層の管理能力を問われています。

当連合会では、こうした認識のもと、会員等利用者の皆様に安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると認識しております。

このため、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべくリスク管理にかかる方針を策定し、認識すべきリスクやそれをコントロールする管理態勢など、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

なお、当連合会における各諸リスクへの対応は以下のとおりです。

■統合的リスク管理方針

当連合会では、コンプライアンスの徹底と適切なリスク管理が経営の健全性を確保するために重要であるとの認識のもと、直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、金利リスク等）も含めて、信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクごとに評価したリスクを総体的に捉え、当連合会の経営体力である自己資本と比較・対照することによりリスク管理を行います。

なお、リスク管理においては、リスクの一方向的な抑制ばかりではなく、経営としての収益性も念頭に置き、双方がバランスのとれたコントロールを目指しています。

■信用リスク管理

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会は、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しており、その他通常の貸出取引については、本所に業務統括本部融資課を設置し各支所と連携を図りながら与信審査マニュアル、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。

不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行い、その結果、貸倒引当金については、「償却及び引当金計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めると共に、その内容について理事会に附議することとしています。

■市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3要素からなっています。

当連合会では、余裕金運用にあたって、その健全な運用を図るため、経営方針、資金の運用

調達構造、リスク負担能力及び本年度収支見込等を考慮の上、年度毎に運用方針を定めるとともに、「リスク管理規程」及び「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に基づき、定期的にALM委員会を開催して、理事会に報告する体制を構築しています。

■流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当連合会では、預け金等の資金繰りリスクについて、経営管理本部総務課が月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努め、経営管理本部企画管理課においてその管理状況をチェックするとともに、定期的にALM委員会において協議する体制をとっています。

■オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当連合会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、リーガルなどについて事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクと定義づけ、事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きを整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

■事務リスク管理

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、各部署における自店検査の実施等による事務リスクの削減に努めています。

さらに、事務処理の適正化、事故及び不祥事の未然防止等の観点から、内部監査の専門部署を設置し、「内部監査規程」及び「内部監査実施要領」等に基づき、毎年度全部署を対象に内部監査を実施しております。

また、職員の長期職場離脱の実施や長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう人事異動を行う等、事故・不正防止に努めるとともに、各種研修を通じて事務処理ミスの未然防止や職員の資質向上に努めています。

■システムリスク管理

「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会では、コンピュータシステムの安全かつ円滑な運用に努めるとともに、万一の不測の事態に備え、「システムリスク等危機管理マニュアル」を策定し、本計画が発動された場合には、危機管理体制に移行する体制を構築しています。

●法令等遵守体制

■基本方針

個人・団体・企業を問わず、日常の行動にあたっては、定められた法令等を遵守しつつ、活動することが当然のこととして求められています。

また、国内外における社会経済情勢の変化や構造改革に伴い、企業経営のあり方そのもの、また相次ぐ不祥事件の発生によりその社会的責任が強く問われる中、コンプライアンス態勢の整備・強化と、より公正・透明な経営が求められています。

このような社会的背景のもと、当連合会においても法令等遵守に対する取り組みを最重要課題の一つと位置付け、金融機関の一員として金融システムの中においても引き続き信頼を確保し、漁協系統金融機関としての基本的使命や社会的責任を果たしていけるよう、今後もコンプライアンス意識の強化や体制整備を図り、ディスクロージャー（情報公開）とアカウントビリティ（説明責任）を重視した透明性の高い業務運営を行っていくよう、不断の努力を積み重ねていく方針です。

具体的には、平成12年4月に下記の「法令等遵守に係る基本方針」を策定し、更には、コンプライアンス経営がより具体的に業務運営や役職員の業務行動に反映されるよう「コンプライアンス・マニュアル」を制定いたしました。

また、コンプライアンス勉強会の実施及び各種研修の受講等を通じて、役職員のコンプライアンス意識の向上・浸透に努めております。

今後につきましても、常に信頼される金融機関を目指し、役職員一人一人が倫理観の醸成と不正を許さない職場づくりに取り組んでまいります。

《 法令等遵守に係る基本方針 》

（漁協系統信用事業の使命）

1. 協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図ります。

（質の高い金融サービスの提供）

2. 漁業生産ならびに会員等利用者の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献します。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. 水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な信漁連運営を遂行します。

（反社会的勢力との対決）

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

（会員等ご利用者・地域社会とのコミュニケーション）

5. 経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした信漁連らしい活動等を通じて、会員等ご利用者はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図ります。

■運営体制

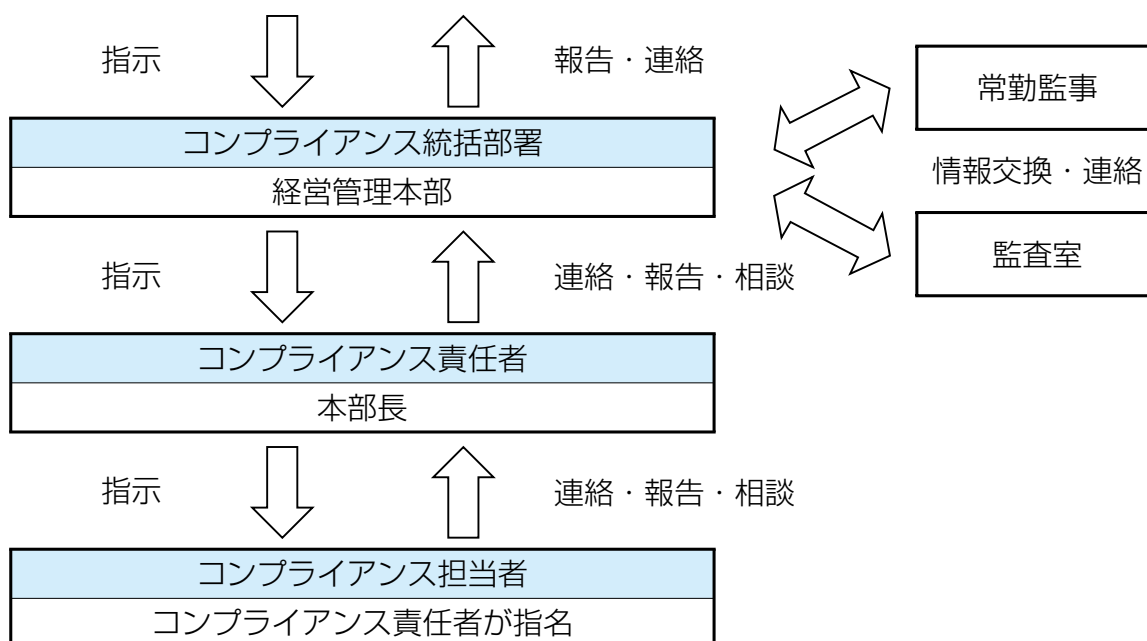
当連合会のコンプライアンス態勢は、コンプライアンス推進委員会、コンプライアンス統括部署（経営管理本部）、コンプライアンス責任者を中心に運営しています。

コンプライアンス推進委員会（委員長：代表理事会長）では、当連合会のコンプライアンスに関する基本事項等が審議され、検討内容について適宜理事会で協議・報告のうえ実施されます。

また、コンプライアンス統括部署は、各部署との連絡・相談や会内への教育・啓蒙にあたるとともに、各部署に統括部署との連絡窓口となるコンプライアンス責任者を配置すること等により、コンプライアンスの浸透・徹底を図っています。

更に、コンプライアンス態勢の整備や、研修等によるコンプライアンス推進活動など、当連合会に関する年間の実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として定め、コンプライアンスが着実に浸透するよう取り組んでいます。

コンプライアンス推進委員会	
委員長	代表理事会長
委員	専務理事・常務理事・本部長・本部長代理・監査室長（事務局：経営管理本部）
出席者	常勤監事・アドバイザー
審議事項	①コンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進に関すること ②コンプライアンス・マニュアル、関連諸規程等の制定・見直し等 ③コンプライアンスにかかる具体的実践計画の検討ならびに定期的な進捗管理及び施策評価 ④コンプライアンスにかかる重要な要整備事項の検討 ⑤コンプライアンスにかかる重要な本会内外の情報に関すること ⑥利益相反管理体制の運営状況全般に関すること ⑦金融円滑化管理態勢の整備・確立に関すること ⑧反社会的勢力等への対応に関すること ⑨マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応に関すること ⑩利用者サポート等の対応に関すること



●個人情報保護体制

■個人情報保護に向けた取り組み

当連合会は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当連合会の社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

《 個人情報保護方針 》

1. 関連法令等の遵守

当連合会は、個人情報を取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当連合会は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当連合会は、個人情報の取扱いにおいて、事業区分ごとに利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。また、ご本人の選択による利用範囲の限定に自主的に取り組みます。

ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

「ご本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当連合会は、個人情報を取得する際、各種の申込書、契約書等への記入や、保護法第23条第2項に則り一般に公開されている電話帳や住宅地図等、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当連合会は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、また、個人情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業員及び委託先を適正に監督します。

「個人データ」とは、保護法第2条第6項に規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当連合会は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼性を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に沿って個人データの適正かつ効率的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当連合会は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

なお、当連合会は、オンライン事務等について、個人データの取扱いを外部に委託する場合がありますが、その際には個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対し守秘契約等に基づいて必要かつ適切な監督を行います。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当連合会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当連合会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

また、ご本人からお求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送を停止するなど、自主的に利用停止等に応じます。

「保有個人データ」とは、保護法第2条第7項に規定する保有個人データをいいます。

9. 苦情等相談窓口

当連合会は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し、迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当連合会は、個人情報保護の取組みについて、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

■情報セキュリティへの取り組み

当連合会は、会員等ご利用者の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報及びお預かりした情報の安全管理（以下、「情報セキュリティ」という。）の確保と日々の改善に努めることが社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

《 情報セキュリティ基本方針 》

1. 当連合会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないように努めます。
3. 当連合会は、情報安全管理に関して、業務に従事する者の役割を定め、会全体で情報安全管理を推進できる体制を維持します。
4. 当連合会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当連合会は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●金融ADR制度への対応

■苦情処理措置の内容

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応いたします。

具体的には、

- ① 利用者サポート等管理責任者の設置
- ② ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用いたします。

■紛争解決措置の内容

苦情等のお申し出については、当連合会が対応いたしますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合には、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。（JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します。）

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

●利用者サポート等対応

■利用者保護の内容

当連合会の信用事業の利用者保護等管理にかかる基本方針である「利用者保護等管理方針」に則り、当連合会の信用事業の業務（信用事業の業務において取得した個人情報を含む。以下同じ。）に関して会員等利用者からの相談・苦情等へ迅速・公平かつ適切に対処し、金融ADR（注1）制度等も踏まえつつ、当連合会における利用者サポート等の管理を行うための体制、役割等を定め、円滑な解決を図るとともに、利用者に対する説明責任を事後的に補完し、業務の改善と利用者満足の向上に役立て、もって当連合会の業務への利用者の信頼性を確保することを目的としております。

（注1）ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決）は、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される。

● マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応

■ マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除に向けた取り組み

当連合会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

《 マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針 》

（運営等）

当連合会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当連合会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当連合会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

当連合会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当連合会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当連合会は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素から警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など外部専門機関との連携強化を図ります。

●利益相反管理体制

■利益相反管理に向けた取り組み

当連合会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、水産業協同組合法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

《 利益相反管理方針 》

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当連合会の行う信用事業関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

- (1) お客さまと当連合会の間の利益が相反する類型
- (2) 当連合会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当連合会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当連合会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当連合会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

(1) 当連合会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当連合会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当連合会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当連合会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●金融商品の勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

《 勧 誘 方 針 》

1. お客様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

沿革・歩み

昭和24年度	愛媛県信漁連設立（設立時 会員数83組合、出資金100万円）
昭和32年度	共同化資金融資制度が発足
昭和33年度	信漁連今治・宇和島事務所開所
昭和35年度	信漁連西条事務所開所
昭和38年度	農林漁業金融公庫業務代理開始
昭和39年度	愛媛県水産会館落成
昭和40年度	農林漁業団体職員共済組合業務代理開始
昭和41年度	住宅金融公庫業務代理開始
昭和44年度	愛媛県漁業近代化資金融資制度が発足
昭和47年度	全国漁協信用事業相互援助制度に加入
昭和48年度	農水産業協同組合貯金保険機構に加入
昭和51年度	農林中央金庫業務代理開始（内国為替業務）
昭和53年度	国民金融公庫業務代理開始
昭和54年度	全銀内為制度に加盟
〃	国庫金振込事務取扱開始
〃	信漁連南宇和支所開所
昭和56年度	新愛媛県水産会館落成
昭和62年度	国債等窓販業務の取扱開始
平成元年度	全国漁協信用事業オンラインシステム稼動
平成5年度	愛媛県収納代理金融機関指定
〃	全国漁協貯金ネットサービス取扱開始
平成6年度	宇和島支所ATM設置
平成7年度	第4次全銀為替システム稼動
平成8年度	松山市収納代理金融機関指定
平成9年度	農協系統貯金ネット提携開始
平成10年度	南宇和支所ATM設置
〃	MICS提携開始
平成11年度	水協法施行漁連・信漁連創立50周年記念式典
平成12年度	本所ATM設置
〃	郵貯とのネット提携開始
平成13年度	日本マルチペイメントネットワーク運営機構に加入
平成14年度	JFマリンネットバンクサービス開始
〃	国債等窓販業務の取扱廃止
平成15年度	第5次全銀為替システム稼動
〃	全オンセンターと北海道信漁連との信用事業システム統合
〃	マルチペイメントネットワークサービス取扱開始
平成16年度	河原津漁協、関前村漁協、魚島村漁協より信用事業譲受け
〃	決済用貯金取扱開始

平成17年度	今治市・宇和島市収納代理金融機関指定
〃	下灘漁協（宇和島）、壬生川漁協、中島漁協、新居浜市大島漁協、北条市漁協、久良漁協より信用事業譲受け
〃	セブン銀行とのネット提携開始
平成18年度	愛南町収納代理金融機関指定
〃	北灘漁協より信用事業譲受け
平成19年度	セブン銀行・郵便局のＡＴＭでの入金取引開始
〃	南宇和支所を廃止し、宇和島支所と統合
〃	弓削漁協より信用事業譲受け
〃	本所ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ設置
平成20年度	松山市上・下水道事業収納取扱金融機関指定
〃	明浜漁協、三浦漁協、戸島漁協より信用事業譲受け
平成21年度	蔭渕漁協、日振島漁協、長浜町漁協より信用事業譲受け
〃	西条支所を廃止し、今治支所と統合
平成22年度	大浜漁協、宮窪町漁協、下波漁協、川之江漁協より信用事業譲受け
平成23年度	桜井漁協、三島漁協、寒川漁協、下灘漁協、三崎漁協、渦浦漁協、上灘漁協、伯方町漁協、中島三和漁協、伊予漁協、八幡浜漁協、愛南漁協より信用事業譲受け
〃	伊方町、八幡浜市、西予市収納代理金融機関指定
〃	第６次全銀為替システム稼動
平成24年度	中島店を廃止
〃	小部漁協、西条市漁協、岩城生名漁協、大三島漁協より信用事業譲受け
〃	大三島店（上浦）ＡＴＭ設置
平成25年度	ローソン・イーネットとの提携開始
〃	中島三和怒和島店、蔭渕店を廃止
平成26年度	河原津店を廃止
平成27年度	遊子漁協より信用事業譲受け
〃	今治支所ＡＴＭ設置
〃	今治支所を推進センターへ移行
平成28年度	宇和島漁協より信用事業譲受け
〃	長浜店、愛南南内海店、愛南西海店を廃止
〃	伊予市収納代理金融機関指定
平成29年度	吉田町漁協より信用事業譲受け、県下信用事業実施漁協からの譲受完了
〃	吉田店（奥南）ＡＴＭ設置
〃	大島店、魚島店を廃止
〃	魚島村漁協内にＡＴＭ設置
令和元年度	デビットカード取扱開始
〃	愛南福浦店を廃止
令和２年度	北条店を廃止
〃	移動型ＡＴＭ搭載車導入

事業のご案内

JF マリンバンクはどなたでもご利用できる金融機関です。

●貯金業務

会員・組合員の皆様はもとより、水産業関連団体、地域住民の皆様や事業主の皆様から、普通貯金・定期貯金等各種貯金を、目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、キャッシュサービスは、県内はもちろん、全国の銀行や信用金庫をはじめとするM I C S提携金融機関、J Aバンク（農協）、セブン銀行、ローソン銀行、コンビニエンスストア（ファミリーマート等のイーネット提携A T Mの設置店舗等）、ゆうちょ銀行のA T M、C Dでもご利用いただけます。

なお、A T M手数料無料化以外のA T Mでは、手数料をキャッシュバックしているところもあり、多くのA T Mで利用手数料が実質無料となっています。手数料等の詳細につきましては、「手数料一覧」のページの自動機手数料の欄をご覧ください。

さらに、より安心・安全にご利用いただくために、J F マリンバンクの磁気キャッシュカードをお持ちのお客様にはI Cチップ搭載型キャッシュカードへ切り替えを、また、J F マリンバンクのキャッシュカードをお持ちでないお客様にはI Cチップ搭載型キャッシュカードの新規発行を、それぞれ手数料無料でお勧めしています。

●貸出・受託貸付業務

会員漁協への購販売事業等の運転資金貸出、会員の組合員への漁業近代化資金等制度資金、営漁資金及び生活資金融資も行っています。

また、一般の皆様にも、住宅ローン、マイカーローン、教育ローン、フリーローン等、各種ローンを取り揃えておりますので、お気軽にご相談ください。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業資金及び教育資金）の融資申込みのお取次も行っておりますので、併せてご利用ください。

●為替・振替決済業務

学費等の「振込」や手形、小切手類の「取立」、各種年金の自動受取、また電気・電話・水道・NHK受信料等の公共料金の自動支払いもぜひご利用ください。

わたしたち愛媛信漁連は、これからも、さらに便利で身近な
浜のくらしに密着した金融機関を目指します。

商品・サービスのご案内

●貯金業務

■主な貯金商品

種 類	特 色	預入金額	期 間
大口定期貯金	まとまった資金を有利に、かつ確実に増やす最高利回りの商品です。	1,000万円以上	1ヶ月以上 5年以下
変動金利定期貯金	その時々金融情勢に応じて、金利が変わる商品です。	1円以上	1年以上 3年以下
スーパー定期貯金	身近な定期です。1,000万円未満で都合に応じて、期間をお選びください。	1円～1,000万円未満	1ヶ月以上 5年以下
期日指定定期貯金	1年以上経過すれば、ご希望の日にお引き出しできます。	1円～300万円未満	1年以上 3年以下
定額積立定期貯金	毎月一定の日に一定の金額を積立てる定期です。	1円以上	1・2・3・ 4・5年
自由積立定期貯金	預入期間内に自由に積立てることができる定期です。	1円以上	1年以上 5年以下
漁協積立定期貯金Ⅰ型	漁協組合員の資産形成のための定期です。プランに合わせて「水揚げ引式」と「定額式」のいずれかをお選びいただき、自動振替より積立てます。	1円以上	1年の 自動継続
漁協積立定期貯金Ⅱ型	毎月一定額を普通貯金より自動振替し積立てます。一部支払いもできる便利な定期です。	1円以上	1年の 自動継続
定期積金	身近な積金です。毎月コツコツ無理なく貯金できます。	1回の預入 100円以上	6ヶ月以上 7年以下
当座貯金	小切手や手形による決済口座として利用いただくための貯金です。	1円以上	出し入れ自由
普通貯金	いつでも出し入れのできるサイフ代わりの貯金です。 個人のは定期性貯金を担保とする総合口座の取扱いができます。	1円以上	出し入れ自由
貯蓄貯金	目標型の貯金で、10万円型と30万円型のタイプがあります。 スウィング機能があります。	1円以上	出し入れ自由
通知貯金	短期間のまとまった資金を運用できます。	1万円以上	定めなし (但し、7日以上 の据置期間必要)
総合口座	1つの通帳で、普通貯金と定期性貯金がセットされており、定期性貯金を担保に借り入れもできます。家計のメイン口座としてご利用下さい。		

■漁協系統セーフティーネット構築に向けた取り組み

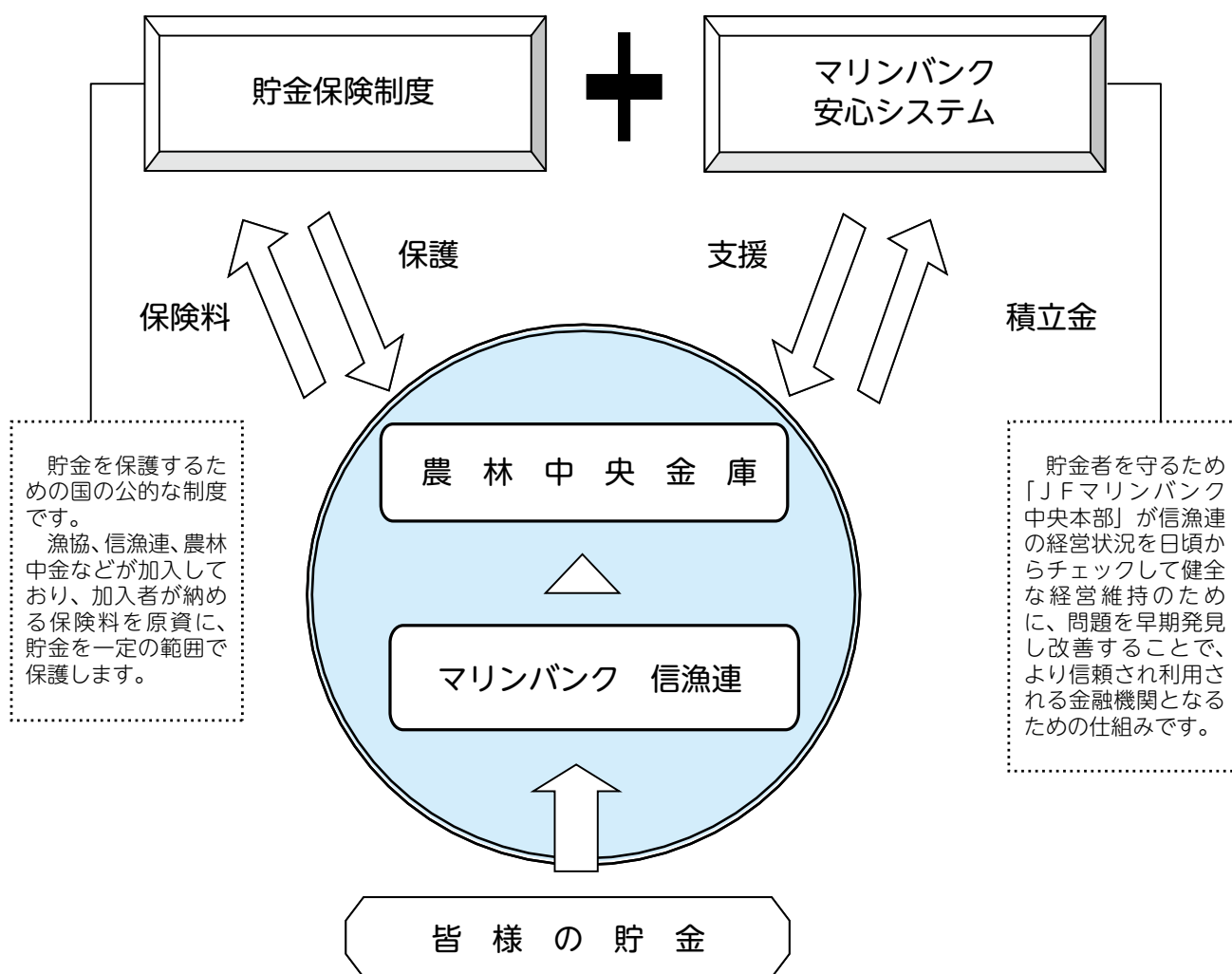
当連合会は、皆様に安心して貯金を預けていただけるよう、平成15年1月に施行された再編強化法に基づき「マリンバンク安心システム」という新たなセーフティーネットを構築しました。

これまでは、「農水産業協同組合貯金保険制度」と「全国漁協信用事業相互援助制度」の2つの制度で皆様からお預かりした貯金をお守りしていましたが、このうち「相互援助制度」をさらにパワーアップさせたのが「マリンバンク安心システム」です。

具体的には、個々の漁協等や信漁連の経営健全性を高い水準で維持することです。

また、万が一経営状況が厳しくなった場合も、早期発見・早期解消する仕組みを措置しました。

皆様からお預りした貯金は、グループ全体でしっかり守るということです。



●貸付業務

種 類	一 般 資 金	制 度 資 金
手 形 貸 付	一 般 信 用 貸 付 協 会 保 証 付 貸 付 商 手 担 保 貸 付 貯 金 担 保 貸 付	—
証 書 貸 付	一 般 証 書 貸 付 協 会 保 証 付 貸 付 住 宅 資 金 各 種 □ 一 ン	漁 業 近 代 化 資 金 漁 業 経 営 維 持 安 定 資 金 中 山 間 地 域 活 性 化 資 金 農 林 漁 業 共 同 化 資 金
当 座 貸 越	一 般 □ 座 貸 越 総 合 □ 座 貸 越 力 一 ド □ 一 ン	—

■漁業近代化資金

☆漁業近代化資金とは？

長期・低利な資金によって、水産業の経営の近代化を図ることを目的とした制度資金です。漁船建造・漁具取得等の設備資金を中心に幅広い用途の資金が用意されています。

☆長期・低利な理由は？

借入金に対して国・県からの利子補給がありますので、長期かつ低利でご利用いただけます。（市町の上乗せ利子補給がある場合、さらに金利が低くなります。）

種 類	対 象 事 業	返済期間	融 資 額
1号資金	20トン未満の漁船の建造・取得・改造及び附属機器の取得	(漁船) 最長20年	20トン以上の漁船を使用して漁業を営む 個人・法人
2号資金	20トン以上の漁船の建造・取得・改造及び附属機器の取得	(機器) 最長10年	 3億6,000万円以内
3号資金	漁船漁具保管修理施設、水産物加工施設など	最長15年	水産養殖業を営む法人 3億6,000万円以内
4号資金	漁場改良造成用機具、水産物等運搬用機具など	最長7年	2つ以上の複合経営者 3億6,000万円以内
5号資金	漁具、養殖用施設など	最長5年	20トン未満の漁船を使用して漁業を営む 個人・法人・水産養殖業を営む個人
6号資金	水産動植物の種苗の購入・育成など	最長5年	 9,000万円以内
7号資金	漁業者研修施設、漁家民宿施設など	最長20年	上記以外 1,800万円以内
8号資金 (農林水産大臣特認)	漁場改良造成施設	最長12年	漁協等 12億円以内
	漁村給排水施設	最長15年	
	漁家住宅	最長15年	
	初度的経営	最長5年	

■各種ローン商品

種 類	使 い み ち	返済期間	融 資 額
マイカーローン	自家用車購入、車検 運転免許取得費用、他行借換等	最長10年	1,000万円以内
教 育 ロ ー ン	入学金、授業料、教材費、 在学費用、他行借換等	最長10年	500万円以内
多 目 的 ロ ー ン	漁業・水産業関連の設備投資、 耐久消費財購入等	最長10年	500万円以内
フ リ ー ロ ー ン	必要とする一切の資金	最長10年	500万円以内
リフォームローン	自宅のリフォーム全般	最長15年	500万円以内
住 宅 ロ ー ン	個人住宅新築、土地購入等	最長35年	所要資金の範囲内
カ ー ド ロ ー ン	必要とする一切の資金	——	100万円以内
レスキューローン	会員の組合員で喫緊の対応が必要 な資金	最長5年	200万円以内

※上記ローンをご利用の際は、ご契約上の規定、ご返済方法、ご利用限度額等にご留意ください。

※変動金利の金利変更は、原則として年2回（通常4月、10月）行います。

■受託業務

- ① 株式会社 日本政策金融公庫（農林水産事業・国民生活事業）
- ② 独立行政法人 住宅金融支援機構
- ③ 独立行政法人 福祉医療機構

●為替・決済業務

■各種サービス

種 類	内 容
内 国 為 替 サービス	全国の金融機関への振込・代金取立を確実に行います。
年 金 自 動 受 取	国民年金・厚生年金等の年金がお客様の貯金口座へ自動的に振り込まれます。
自 動 支 払 サービス	電気・電話・水道・ガス・NHK受信料等の公共料金をはじめ、国税、県税、高校授業料、国民年金保険料等をお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
収 納 代 理	愛媛県税、四国中央市税、今治市税、上島町税、松山市税、伊予市税、八幡浜市税、西予市税、伊方町税、宇和島市税、愛南町税の支払にご利用いただけます。
キャッシュサービス	キャッシュカードを使って、県内はもちろん全国のM I C S 提携金融機関、セブン銀行・ゆうちょ銀行・農協・ローソン銀行・イーネットの自動機（ATM・CD）から現金を引き出すことができます。 更に、セブン銀行・ローソン銀行・イーネット・ゆうちょ銀行のATMでは、現金の預入も可能になっている他、手数料キャッシュバック等もおこなっており、ますます便利になっています。 また、キャッシュカードは、従来の磁気ストライプカードに偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載した「ICキャッシュカード」を発行しており、より一層セキュリティを強化したものとなっておりますので安心してご利用いただけます。
デビットカードサービス	ジェイデビット (J-Debit) マークのある加盟店でお手持ちのキャッシュカードを使い、お買い物にご利用いただけます。
クレジットカード	マリンクレジットカードは、ショッピングやレジャーなどお客様のサイン一つでご利用になれる便利なカードです。
J F マリンネット バンク サービス	お手持ちの携帯電話・パソコンに接続されているインターネットから、残高照会、入出金明細照会、お振込、お振替など各種サービスをご利用いただけます。 また、税金・保険料・公共料金などの支払いができるマルチペイメントネットワークによる収納サービス「Pay・easy（ペイジー）」もご利用できます。

手数料一覧

●内国為替の取扱手数料

区 分		本会本支所宛		系統金融機関及び他行宛	
		文書扱い	電信扱い	文書扱い	電信扱い
振 込 手 数 料	(1件につき)				
窓口利用	3万円未満	220円	200円	440円	550円
	3万円以上	440円		660円	770円
自動機利用 (現金、県内JFキャッシュカード、他行・他県キャッシュカードを含む)	3万円未満		無 料		220円
	3万円以上				
JFマリンネット バンク利用	3万円未満				
	3万円以上				
送 金 手 数 料	(1件につき)	440円		660円	
代金取立手数料(注2)	(1通につき)			(普通扱)660円(至急扱)880円	
同一手形交換所内小切手	(1枚につき)	220円			
送 金・振 込 組 戻 料	(1件につき)	660円			
不 渡 手 形 返 却 料	(1通につき)				
取 立 手 形 組 戻 料	(1通につき)				
取立手形店頭呈示料(注3)	(1通につき)				

(注1) 上記手数料には、消費税(10%)が含まれております。

(注2) 自店を支払場所とする手形・小切手等の店頭入金は無料といたします。

(注3) 取立費用が上記手数料を超過する場合には、その実費及び消費税相当額といたします。

●両替手数料

お 取 扱 枚 数 (※)	手 数 料
100枚以下	無 料
101枚以上 1,000枚以下	330円
1,001枚以上 2,000枚以下	660円
2,001枚以上 3,000枚以下	990円
3,001枚以上	1,000枚増すごとにプラス330円

(注) 上記手数料には、消費税(10%)が含まれております。

(※)「持込枚数合計」または「持帰枚数合計」のいずれか多い方の枚数
(同一金種の新券への交換・記念硬貨の交換は、無料となります。)

●その他の諸手数料

区 分		手 数 料
残高証明書発行手数料	定 期（1通につき）	330円
	随 時（1通につき）	550円
	監 査 法 人 宛（1通につき）	1,100円
再 発 行 手 数 料	通 帳（1冊につき）	550円
	証 書（1冊につき）	550円
	ICキャッシュカード（1枚につき）	1,352円

(注) 上記手数料には、消費税(10%)が含まれております。

●自動機手数料

区 分			ご利用時間	手数料
JFマリンバンク	全 日	お引出し お預入れ	8:00～21:00 (※)	無料
J A バ ン ク	全 日	お引出し	8:00～21:00	無料
ゆ う ち ょ 銀 行	全 日	お引出し お預入れ	8:00～21:00	無料
ロ ー ソ ン 銀 行 イ ー ネ ッ ト ATM (ファミリーマート等)	全 日	お引出し お預入れ	8:00～21:00	無料
セ ブ ン 銀 行	平 日	お引出し お預入れ	8:45～18:00	無料
	土曜日		9:00～14:00	
	平 日	お引出し お預入れ	8:00～8:45 18:00～21:00	セブン銀行 所定の手数料 (キャッシュバック)
	土曜日		8:00～9:00 14:00～21:00	
	日・祝		8:00～21:00	
伊 予 銀 行 愛 媛 銀 行 高 知 銀 行 三 井 住 友 銀 行 愛 媛 信 用 金 庫 宇 和 島 信 用 金 庫 東 予 信 用 金 庫 川 之 江 信 用 金 庫 その他 M I C S 提携行	全 日	お引出し	8:00～21:00	ATM取扱金融機関 所定の手数料がかかり、 時間帯によって 手数料が異なる場合 があります。 (キャッシュバック)

(注) 上記手数料には、消費税(10%)が含まれております。

(キャッシュバック)

ご利用された翌月の5日(休日の場合は翌営業日)に1ヶ月分の利用分を、お客様の口座へ入金いたします。

口座解約をされた場合は、利用手数料をキャッシュバックできませんのでご了承ください。

コンビニエンスストア等に設置の一部ATMにおいては、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合があります、所定の手数料がかかる場合があります。

一部ATMが設置されていない店舗もあります。

ATM設置場所によってはお取り扱い時間が異なります。

上記以外のATMにおいて、所定の手数料がかかる場合、または取扱いができない場合があります。

(※) 大三島店(上浦)、吉田店(奥南)ATMのお取扱時間は、平日9:00～17:00、土曜日9:00～12:00となっております。

また、愛媛県漁協魚島支所内設置ATMのお取扱時間は、平日9:00～17:00となっております。

地域の活性化のための取組状況

漁協系統組織は、漁業者（組合員）が協同して経済活動を行い、相互の事業と暮らしの向上を図るだけでなく、協同組合原則の一つである「地域社会の発展のための貢献」を掲げ、国民への食糧供給者としての役割を担っています。

当連合会は、漁業にかかる設備資金や運転資金を積極的に融通し、漁業者の経営継続、経営改善を必要とする漁協への支援を金融面から支えるなど、水産業の発展及び漁村振興の一翼を担っています。

漁協女性部との連携

愛媛県漁協女性部連合会の事務局を通して、小学校への訪問授業をはじめとした魚食普及活動、海浜清掃活動、漁船海難遺児募金活動等に取り組んでいます。

本年度は、愛媛県の委託事業である「漁村女性組織活性化支援事業」を活用し、地元水産物を利用した加工品の開発や改良、生産体制整備の改善等を図る「活動力UP事業」を実施し、漁村女性による漁家経営の安定化や漁村地域の活性化を目指しています。



また、愛媛県の補助事業である「高齢化時代に対応した水産加工品の実践活用支援事業」では、専門家のサポートにより地区やブロック単位のグループで、メイン魚種として県の魚「マダイ」を使った学校給食向けレシピの開発や次世代に繋ぎたい「漁村の郷土料理」についてレシピと調理手法の再整理を行うなど魚食普及に努めました。

6次産業化等への取り組み

「えひめ6次産業化推進チーム」の構成組織として、県や関係機関との情報の共有、意見交換、及び相互の連携等を図ることで、6次産業化及び農商工連携の取組みに努め、農林漁業者の所得の増大、地域の活性化をめざしています。

漁業金融機能強化と浜との接点強化

「漁業者経営相談センター」を令和3年1月に立ち上げ、漁業者に寄り添った経営相談を受ける体制を整備しました。併せてリモートによるテレビ窓口相談サービスを拡充しており、情報発信の配信ツールとして組合員向けウェブセミナー等にも活用します。

また、移動型ATM搭載車を令和2年12月に導入し、店舗廃止エリア巡回を実施しており、利用者の利便性維持、地域のサービス向上に努めています。



トピックス

- 令和2年12月 臨時総会開催
- 〃 移動型ATM搭載車導入
- 令和3年5月 第1回ブロック会議開催
- 令和3年6月 第72回通常総会開催

資 | 料 | 編

業 績

●貯 金

令和2年度は、各店舗において取り組む推進項目を選択し、獲得目標の設定・進捗管理を行い、漁業者・組合員の取引メイン化、低コスト型貯金の推進（年金・水揚代金、給与の口座指定・マリンネットバンク・ＩＣキャッシュカード・公共料金等の口座指定）に取り組みました。

年金推進においては、「しおさい定期施設要領」に基づき推進を行ったところ、店舗廃止による他行流出や農林年金の制度廃止もあり、目標61件に対し39件の実績となりました。

水揚代金、給与の口座指定は、団体役職員の給与振込指定により、目標32件に対し159件の実績となりました。

マリンネットバンクの推進は、スマートフォンを所持している組合員及び職員を推進対象とし、目標71件に対し88件の実績となりました。

ＩＣキャッシュカードの推進は、目標525件に対し470件の実績となり、目標達成まであと一步の結果となりました。

公共料金等の振替口座指定は、共済掛金の口座振替や融資推進と併せた推進に取り組み、目標121件に対し186件の実績となりました。

当期末の平残は、コロナ禍による魚価低迷や漁船漁業の水揚低調の影響があったものの、政策金融公庫セーフティーネット資金の滞留により、目標840億円に対し907億円となり、達成率は108.0%、前期比26億円増加の実績となりました。

(単位：億円、%)

区 分	前年度残高 (A)	本年度残高 (B)	増加額 (B) - (A) = (C)	令和2年度目標 (D)	増加率 (C) / (A)	目標達成率 (B) / (D)
残 高	825	940	115	810	13.9	116.0
平 均 残 高	881	907	26	840	3.0	108.0

●貸 出 金

令和2年度の貸出業績は、令和2年度事業推進プランに基づき、融資推進では特別推進先300先を選定し、渉外担当者が融資取引先への訪問頻度を上げ、信頼関係の構築に取り組みました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、緊急事態宣言中は訪問活動を自粛し、在宅勤務（テレワーク）やＴＶ窓口システムを活用した融資ＷＥＢ面談の実施（ふれあい機械化店舗）、宣言解除後は、感染対策を図ったうえで訪問活動を実施し、ゴールデンウィーク以降、タイ・ハマチ等の養殖魚の出荷停滞・魚価低迷により、資金繰りに著しく支障を来している漁業者からの問い合わせが短期間で急激に増加したことから、国の漁業経営改善保証円滑化事業（保証料助成）を活用した近代化資金及び運転資金の需要増加や当会代理業務の日本政策金融公庫「農林漁業セーフティネット資金」（以下、公庫資金）の取扱いが大幅に増加（実行728件、252億円）しました。公庫資金の融資対応が大きなウエイトを占めましたが、新規融資目標54億円に対して83億円の実績となりました。

アプローチ先には、行政や教育機関及び人が集まる場として県青年協や県女性連等の会議にて漁業近代化資金のPR、また現場における課題解決策として農林中央金庫のコンサル派遣事業を活用したセミナーを宇和島地区で1回開催、令和3年1月18日には「漁業者経営相談センター」を正式に立ち上げ、全国漁業者経営相談センター及び農林中央金庫と連携を図りながら、漁業者からの経営課題解決に向けて取組む体制を整えました。

ローン推進として、マイカーローンWEB申込限定の金利引き下げキャンペーンを4ヶ月間実施したところ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、マイカーの需要も全国的に停滞し需要が伸び悩んでいたことから、目標20百万円に対し、10百万円の実績となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者には、漁業近代化資金及び漁業者緊急支援資金の償還条件緩和対応や農林中央金庫の利子助成を活用した県域独自のコロナ資金の創設に努めました。真珠入札会の年度内中止を受けて、真珠養殖業者には「真珠共販仮払資金」を創設し、母貝養殖業者には母貝の異常へい死及びコロナ影響による売上減少に対して、行政（宇和島市、愛南町）との連携を図ったうえで、「母貝養殖緊急対策資金」を創設しました。

さらに、セーフティネット資金、漁船リース事業、競争力強化型機器等導入緊急対策事業における近代化資金の補助残融資により貸付残高の維持・増加に取り組んだ結果、金融機関貸付15億円のコール償還があったものの、期末平残は前年度比1億円増加の322億円、残高は前年度比36億円減少の276億円となりました。

(単位：億円、%)

区 分	前年度残高 (A)	本年度残高 (B)	増加額 (B) - (A) = (C)	令和2年度目標 (D)	増加率 (C) / (A)	目標達成率 (B) / (D)
残 高	312	276	△36	—	△11.5	—
平均残高	321	322	1	310	0.3	103.9

●財務収支・自己資本比率

収支につきましては、農林中央金庫からの奨励金・出資配当金が減額となったものの、日本政策金融公庫からの手数料収入があったため、経常利益は、前年度比243百万円増の343百万円の実績となり、当期剰余金は、前年度比222百万円増の298百万円の実績となりました。

また、金融機関の安全性・健全性を示す自己資本比率は、「新BIS規制（バーゼルⅢ）」に従った算定の結果、15.98%となり、国内基準（最低所要自己資本比率）の4%及び系統内ルールに示された漁協信用事業実施要件である8%を大きく上回り高い水準を確保しております。

(単位：百万円)

区 分	前年度末 (A)	本年度末 (B)	増 減 (B) - (A) = (C)
経 常 利 益	100	343	243
当 期 剰 余 金	76	298	222
自 己 資 本 比 率	16.38%	15.98%	△ 0.40%

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負債及び純資産の部		
科 目	令和元年度末	令和2年度末	科 目	令和元年度末	令和2年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	778	733	貯 金	82,463	93,964
預 け 金	52,784	68,142	当 座 貯 金	26	34
系 統 預 け 金	50,747	66,250	普 通 貯 金	28,709	36,602
系 統 外 預 け 金	2,037	1,892	貯 蓄 貯 金	18	18
有 価 証 券	796	996	通 知 貯 金	5	5
社 債	796	996	別 段 貯 金	1,629	3,684
貸 出 金	31,227	27,556	定 期 貯 金	51,434	53,005
手 形 貸 付 金	10,429	7,632	積 立 定 期 貯 金	187	199
証 書 貸 付 金	15,303	16,250	定 期 積 金	455	417
当 座 貸 越	1,111	790	借 用 金	2,800	3,000
金 融 機 関 貸 付	4,384	2,884	証 書 借 入 金	2,800	3,000
そ の 他 資 産	198	243	代理業務勘定	—	30
未 決 済 為 替 貸	1	1	そ の 他 負 債	379	235
前 払 費 用	1	0	貸 付 留 保 金	181	47
未 収 収 益	95	133	未 払 法 人 税 等	2	2
そ の 他 の 資 産	101	109	従 業 員 預 り 金	35	40
固 定 資 産	348	357	未 決 済 為 替 借	9	10
有 形 固 定 資 産	347	356	未 払 費 用	74	67
無 形 固 定 資 産	1	1	前 受 収 益	65	52
外 部 出 資	6,718	6,661	そ の 他 の 負 債	13	17
系 統 出 資	5,526	5,470	諸 引 当 金	286	255
系 統 外 出 資	1,192	1,191	賞 与 引 当 金	15	15
長期前払費用	42	46	退 職 給 付 引 当 金	197	185
繰延税金資産	124	82	役員退職慰労引当金	30	33
債務保証見返	16	14	特定債務者支援引当金	44	22
貸倒引当金	△ 104	△ 97	債 務 保 証	16	14
			負債の部計	85,944	97,498
			(純資産の部)		
			会 員 資 本	6,983	7,235
			出 資 金	1,553	1,550
			利益剰余金	5,430	5,685
			利 益 準 備 金	1,983	1,999
			その他利益剰余金	3,447	3,686
			任 意 積 立 金	3,369	3,369
			当期末処分剰余金	78	317
			うち当期剰余金	76	298
			純 資 産 の 部 計	6,983	7,235
合 計	92,927	104,733	合 計	92,927	104,733

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
経常収益	1,051	1,181
資金運用収益	881	849
貸出金利息	514	509
預け金利息	5	5
有価証券利息配当金	4	12
受入雑利息	0	0
受取奨励金	337	308
受取特別配当金	21	15
役務取引等収益	20	207
内国為替受入手数料	16	17
その他受入手数料	4	190
その他の役務取引等収益	0	0
その他事業収益	140	96
受取出資配当金	139	96
受取助成金	1	0
その他経常収益	10	29
貸倒引当金戻入益	—	8
その他の経常収益	10	21
経常費用	951	838
資金調達費用	88	55
貯金利息	70	53
支払雑利息	0	0
支払奨励金	18	2
役務取引等費用	10	11
内国為替支払手数料	4	4
その他支払手数料	1	1
その他の役務取引等費用	5	6
その他事業費用	13	14
融資保険料	2	2
支払助成金	4	4
事業推進費	7	8
債権管理費	0	0
事業管理費	830	758
その他経常費用	10	0
貸倒引当金繰入額	10	—
その他の経常費用	0	0
経常利益	100	343
特別利益	—	—
特別損失	18	1
固定資産処分損失	—	1
その他の特別損失	18	—
税引前当期利益	82	342
法人税、住民税及び事業税	2	2
法人税等調整額	4	42
当期剰余金	76	298
前期繰越剰余金	2	19
当期末処分剰余金	78	317

注 記 表

I. 継続組合の前提に関する注記

該当ありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - (1) 満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。
 - (2) 外部出資に計上したその他有価証券の評価は、移動平均法による原価法です。
2. 固定資産の減価償却の方法は次のとおりであります。
 - (1) 有形固定資産
 - ①減価償却資産の償却方法は定率法です。
 - ②平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。
 - ③平成28年4月1日以降取得の建物付属設備及び構築物の償却方法は定額法です。
 - ④取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。
 - ⑤平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。
 - ⑥耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (2) 無形固定資産
当会利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準は次のとおりであります。
 - (1) 貸倒引当金は、「経理規程」、「資産自己査定実施規程」及び「償却及び引当金計上基準」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当事業年度は税法基準を採用）を計上しております。

すべての債権は、「資産自己査定実施規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - (2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき必要額を計上しております。
 - (3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、「常勤理事退任慰労金支給規程」、「非常勤理事退任等慰労金支給規程」、「常勤監事退任慰労金支給規程」及び「非常勤監事退任等慰労金支給規程」に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。
- (5) 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対する支援により、将来発生が見込まれる損失額を合理的に見積り計上しております。
- 4. リース取引の処理方法は次のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

該当ありません。

Ⅳ. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性および固定資産の減損に関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

Ⅴ. 会計上の見積りの変更に関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額82,066,185円
- (2) その他の情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年6月に作成した中期経営計画を基礎として、当連合会が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および連合会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額0円
- (2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和2年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および連合会の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅵ. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当ありません。

Ⅶ. 誤謬の訂正に関する注記

該当ありません。

Ⅷ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は955,286,475円、圧縮記帳累計額は38,159,663円（うち当期圧縮記帳額は0円）です。

2. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

系統預け金 6,000,000,000円

系統外預け金 300,000,000円

担保資産に対応する債務

未決済為替 9,432,210円

3. 理事及び監事に対する金銭債権の総額2,920,061,433円です。

ただし、総合口座取引における当座貸越又は貯金を担保とする貸出金（担保とされた貯金の額を超えないものに限る。）は、この限りではありません。

4. 理事及び監事に対する金銭債務はありません。

ただし、貯金はこの限りではありません。

5. リスク管理債権の内訳は次のとおりであります。

(1) 貸出金のうち破綻先債権額は2,783,652円、延滞債権額は5,000,180,537円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。

(2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は173,200,000円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,176,164,189円です。

なお、上記(1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,252,310,314円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,252,310,314円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、契約極度額の減額及び貸越の中止又は本契約の解除をすることができる旨の条項が付けられております。

Ⅸ. 損益計算書に関する注記

該当ありません。

Ⅹ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当会は、愛媛県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJ Fが会員と

なって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員およびその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当会は、貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、社債による運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、83%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は社債であり、満期保有目的で保有しております。

借入金については会員の組合員への個別貸出に係る原資として借り入れた、農林中央金庫からの日銀成長基盤強化支援資金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当会は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本所に業務統括本部融資課を設置し、各支所との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「償却及び引当金計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理本部企画管理課において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

②市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視し、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%減少したものと想定した場合には、経済価値が13,380,505円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（4. 参照のこと）。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金	732,943,422	732,943,422	0
(2) 預け金	68,142,465,200	68,142,782,920	317,720
(3) 有価証券	996,438,640	984,403,500	△ 12,035,140
満期保有目的の債券	996,438,640	984,403,500	△ 12,035,140
(4) 貸出金	27,555,668,761		
貸倒引当金（※）	△ 97,016,692		
	27,458,652,069	29,382,337,894	1,923,685,825
資産計	97,330,499,331	99,242,467,736	1,911,968,405
(1) 貯 金	93,964,176,767	93,986,983,711	22,806,944
(2) 借入金	3,000,000,000	3,000,000,000	0
負債計	96,964,176,767	96,986,983,711	22,806,944

（※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法は次のとおりであります。

資 産

(1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分毎に、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを

反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付、割引手形については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用している利率を用いております。

(2) 借入金

長期借入金は、固定金利によるものであり、一定の期間毎に区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、2. の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
①系 統 出 資（※1）	5,469,690,000
②系統外出資（※1）	1,191,522,500
合 計	6,661,212,500

（※1）系統出資及び系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

5. 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	68,142,465,200	0	0	0	0	0
有価証券	0	0	200,000,000	0	0	800,000,000
満期保有目的の債券	0	0	200,000,000	0	0	800,000,000
貸出金（※）	13,595,883,477	3,942,832,518	2,134,209,595	1,369,613,999	802,963,511	4,701,266,876
合 計	81,738,348,677	3,942,832,518	2,334,209,595	1,369,613,999	802,963,511	5,501,266,876

（※）貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の1,008,898,785円は、含めておりません。なお、一部の金融機関向けの貸出金2,884,000,000円は、5年超に含めております。

6. 貯金、借入金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(※)	89,084,797,568	3,065,194,260	1,776,729,666	6,115,455	31,124,818	215,000
借入金	2,200,000,000	800,000,000	0	0	0	0
合 計	91,284,797,568	3,865,194,260	1,776,729,666	6,115,455	31,124,818	215,000

(※) 貯金のうち、要求払貯金40,342,520,666円については「1年以内」に含めて開示しております。

また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

XI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表	社債 396,438,640円	401,520,000円	5,081,360円
計上額を超えるもの	小計 396,438,640円	401,520,000円	5,081,360円
	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表	社債 600,000,000円	582,883,500円	△ 17,116,500円
計上額を超えないもの	小計 600,000,000円	582,883,500円	△ 17,116,500円
合 計	996,438,640円	984,403,500円	△ 12,035,140円

(2) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

XII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成28年12月16日)に基づき、簡便法により行っております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	197,319,728円
退職給付費用	14,815,242円
退職給付の支払額	△27,391,000円
期末における退職給付引当金	184,743,970円

(3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	184,743,970円
退職給付引当金	184,743,970円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	14,815,242円
----------------	-------------

2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,418,176円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は38,183千円となっております。

XIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（※1）	54,001,688円
貸倒引当金超過額	3,516,785円
固定資産減損処理額	19,777,824円
賞与引当金超過額	4,164,438円
退職給付引当金超過額	51,100,182円
役員退職慰労引当金超過額	9,241,455円
減価償却限度超過額	31,406,096円
特定債務者支援引当金超過額	6,085,200円
未収収益不計上否認分	489,821円
繰延税金資産小計	179,783,489円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（※1）	—
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△ 97,717,304円
評価性引当額小計	△ 97,717,304円
繰延税金資産合計	82,066,185円

（※1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	54,001,688	54,001,688
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	54,001,688	54,001,688(b)

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得が見込まれることにより、一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は、次のとおりであります。

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.31%
教育情報資金	△0.40%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.53%
住民税均等割	0.60%
評価性引当額の増減	△5.78%
その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.85%

XIV. 賃貸等不動産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XV. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当ありません。

XVI. 資産除去債務に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XVII. 重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

XVIII. その他の注記

該当ありません。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	82	342
減価償却費	11	12
減損損失	18	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 115	△ 7
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	17	△ 13
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	△ 17	△ 19
資金運用収益	△ 881	△ 849
資金調達費用	88	56
有価証券関係損益	—	△ 1
固定資産処分損益	—	2
貸出金の純増減 (△は純増)	△ 1,813	3,671
預け金の純増減 (△は純増)	6,000	△ 12,000
貯金の純増減 (△は純増)	△ 5,360	11,501
借入金の純増減 (△は純増)	△ 100	200
教育情報資金	△ 5	△ 5
その他	△ 8	△ 104
資金運用による収入	931	799
資金調達による支出	△ 84	△ 62
小 計	△ 1,236	3,523
法人税等の支払額	△ 2	△ 2
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,238	3,521
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 796	△ 200
固定資産の取得による支出	△ 4	△ 22
固定資産の売却による収入	0	—
外部出資の売却等による収入	—	56
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 800	△ 166
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	25	11
出資金の払戻による支出	△ 10	△ 14
出資配当金の支払額	△ 15	△ 39
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	△ 42
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	△ 2,038	3,313
6 現金及び現金同等物の期首残高	8,299	6,261
7 現金及び現金同等物の期末残高	6,261	9,574

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	令和元年度	令和2年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	78	317
剰 余 金 処 分 額	54	161
利 益 準 備 金	16	60
出 資 配 当 金	38	31
事 業 分 量 配 当 金	—	70
次 期 繰 越 剰 余 金	24	156

- (脚注) 1. 出資金の配当率 2.0%
2. 事業の利用分量に対する配当金の分配基準及び金額
 貯金 貯金平残の0.076% (55,000千円)
 貸出 貸出金平残 (貯金担保等を除く) の0.077% (15,000千円)
3. 次期繰越剰余金に含まれる水産業協同組合法第55条第7項に掲げる教育情報資金の額は、15,000,000円であります。

貯 金

●種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円)

項 目					令和元年度末		令和2年度末	
					金 額	構成比	金 額	構成比
当座性貯金	当座貯金				26	0.0%	34	0.0%
	普通貯金				28,709	34.8%	36,602	39.0%
	貯蓄貯金				18	0.0%	18	0.0%
	通知貯金				5	0.0%	5	0.0%
	別段貯金				1,629	2.0%	3,684	3.9%
計					30,387	36.8%	40,343	42.9%
定期性貯金	定期貯金				51,434	62.4%	53,005	56.4%
	うち固定自由金利定期				51,434	62.4%	53,005	56.4%
	うち変動自由金利定期				0	0.0%	0	0.0%
	積立定期貯金				187	0.2%	199	0.2%
	定期積金				455	0.6%	417	0.5%
計					52,076	63.2%	53,621	57.1%
合 計					82,463	100.0%	93,964	100.0%
貯金者区分残高	員 内	会 員	組 合 員	直 接 預 り	6,627	8.0%	8,704	9.3%
		地 方 公 共 団 体	金 融 機 関	そ の 他	24,723	30.0%	30,126	32.0%
		計			31,350	38.0%	38,830	41.3%
	員 外	地 方 公 共 団 体	金 融 機 関	そ の 他	5,982	7.3%	5,687	6.1%
		計			51,113	62.0%	55,134	58.7%

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

(注3) 員外その他には、「会員の正組合員家族」「会員の准組合員家族」を含む

●科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

項 目	令和元年度		令和2年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	27,185	30.9%	33,162	36.6%	5,977
定期性貯金	58,181	66.1%	53,709	59.2%	△ 4,472
その他の貯金	2,691	3.0%	3,811	4.2%	1,120
計	88,057	100.0%	90,682	100.0%	2,625
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	88,057	100.0%	90,682	100.0%	2,625

(注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金＋定期積金

●財形貯蓄残高

該当ありません。

貸 出 金

●種類別・使途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円)

項 目			令和元年度末		令和2年度末		増 減
			金 額	構成比	金 額	構成比	
割 引 手 形			—	—	—	—	—
手 形 貸 付			10,429	33.4%	7,632	27.7%	△ 2,797
証 書 貸 付			15,303	49.0%	16,250	59.0%	947
当 座 貸 越			1,111	3.6%	790	2.8%	△ 321
金 融 機 関 貸 付			4,384	14.0%	2,884	10.5%	△ 1,500
合 計			31,227	100.0%	27,556	100.0%	△ 3,671
固 定 金 利 貸 出			31,023	99.3%	27,385	99.4%	△ 3,638
変 動 金 利 貸 出			204	0.7%	171	0.6%	△ 33
設 備 資 金			8,527	27.3%	9,797	35.6%	1,270
運 転 資 金			22,700	72.7%	17,759	64.4%	△ 4,941
貸出者区分残高	員 内	会 員	7,341	23.5%	6,975	25.3%	△ 366
		組合員直接貸付	18,299	58.6%	16,127	58.5%	△ 2,172
		計	25,640	82.1%	23,102	83.8%	△ 2,538
	員 外	地方公共団体	—	—	—	—	—
		金 融 機 関	4,384	14.0%	2,884	10.5%	△ 1,500
		そ の 他	1,203	3.9%	1,570	5.7%	367
		計	5,587	17.9%	4,454	16.2%	△ 1,133

●科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

項 目			令和元年度		令和2年度		増 減
			金 額	構成比	金 額	構成比	
割 引 手 形			—	—	—	—	—
手 形 貸 付			10,546	32.9%	10,110	31.4%	△ 436
証 書 貸 付			15,859	49.4%	16,988	52.7%	1,129
当 座 貸 越			1,282	4.0%	1,034	3.2%	△ 248
金 融 機 関 貸 付			4,384	13.7%	4,096	12.7%	△ 288
合 計			32,071	100.0%	32,228	100.0%	157

●貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	令和元年度末	令和2年度末	増 減
貯 金 等	6,233	4,696	△ 1,537
有 価 証 券	—	—	—
動 産	3,437	3,372	△ 65
不 動 産	6,100	4,839	△ 1,261
そ の 他 担 保 物	—	—	—
担 保 計	15,770	12,907	△ 2,863
漁 信 基 保 証	10,281	10,345	64
そ の 他 保 証	344	321	△ 23
保 証 計	10,625	10,666	41
信 用	4,832	3,983	△ 849
合 計	31,227	27,556	△ 3,671

●債務保証担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	令和元年度末	令和2年度末	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	11	10	△ 1
担 保 計	11	10	△ 1
漁 信 基 保 証	—	—	—
信 用	4	3	△ 1
合 計	15	13	△ 2

●業種別貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	令和元年度末		令和2年度末		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農 林 水 産 業	25,405	81.4%	21,872	79.4%	△ 3,533
製 造 業	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—
卸 売 ・ 小 売 業	—	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	4,384	14.0%	2,884	10.5%	△ 1,500
不 動 産 業	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—
そ の 他	1,438	4.6%	2,800	10.1%	1,362
合 計	31,227	100.0%	27,556	100.0%	△ 3,671

●主要な水産業関係の貸出金残高

■漁業種類等別

(単位：百万円)

項 目		令和元年度末	令和2年度末	増 減
漁業	海面漁業	978	780	△ 198
	海面養殖業	16,225	15,060	△ 1,165
	その他漁業	15	13	△ 2
漁業関係団体等		7,891	7,414	△ 477
合 計		25,109	23,267	△ 1,842

(注1) 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高（生活資金等）は含めておりません。

(注2) 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません。）

(注3) 公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金も含めております。

■資金種類別

〈貸出金〉

(単位：百万円)

項 目		令和元年度末	令和2年度末	増 減
プロパー資金		13,345	9,856	△ 3,489
水産制度資金		11,764	13,411	1,647
	漁業近代化資金	9,085	10,790	1,705
	その他制度資金等	2,679	2,621	△ 58
合 計		25,109	23,267	△ 1,842

(注4) プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

(注5) 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行なうことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。

ただし、公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金は、その他制度資金等に含めております。

〈受託貸付金〉

(単位：百万円)

項 目		令和元年度末	令和2年度末	増 減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		62	25,312	25,250
そ の 他		0	0	—
合 計		62	25,312	25,250

(注6) 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

(注7) 公庫転貸資金のうち転貸漁協における漁業者向け貸出金は、(注5)のとおり水産制度資金のその他制度資金等に記載しております。（受託金融機関は受託貸付金に記載しております。）

有 価 証 券

●種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		令和2年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—
社 債	287	100.0%	904	100.0%	617
外 国 証 券	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	287	100.0%	904	100.0%	617

●有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合計
令和元年度	国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	196	300	300	—	796
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
令和2年度	国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	200	—	196	300	300	—	996
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—

●有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

■有価証券

(単位：百万円)

保有目的	令和元年度末			令和2年度末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	796	712	△ 84	996	984	△ 12
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	796	712	△ 84	996	984	△ 12

本表記載の有価証券は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

①満期保有目的の有価証券については、取得原価が貸借対照表価額として計上されております。

■金銭の信託

該当ありません。

●保有有価証券の利回り

(単位：％)

種 類	令和元年度	令和2年度
国 債	—	—
地 方 債	—	—
社 債	1.28	1.31
以 上 平 均	1.28	1.31

●オフバランス取引の状況

金融派生商品（債券先物オプション、債券店頭オプション、債券先物）は該当ありません。

●先物取引の時価情報

該当ありません。

●オプション取引の時価情報

該当ありません。

受託業務・為替業務等

●受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	令和元年度末	令和2年度末
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	83	25,330
独 立 行 政 法 人 住 宅 金 融 支 援 機 構	117	100
合 計	200	25,430

●内国為替の取扱実績

(単位：百万円、件)

項 目		令和元年度		令和2年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
種 類	送金・振込 (件数)	34,850	25,873	33,504	27,338
	金 額	76,746	77,765	70,916	70,750
	代金取立 (件数)	605	359	454	174
	金 額	4,160	3,274	2,202	1,029
	計 (件数)	35,455	26,232	33,958	27,512
	金 額	80,906	81,039	73,118	71,779

平残・利回り等

●粗 利 益

(単位：百万円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度
資 金 運 用 収 益		881	849
資 金 調 達 費 用		88	55
資 金 運 用 収 支		793	794
役 務 取 引 等 収 益		20	207
役 務 取 引 等 費 用		10	10
役 務 取 引 等 収 支		10	197
そ の 他 事 業 収 益		140	96
受 取 出 資 配 当 金		139	96
受 取 助 成 金		1	0
国 債 等 債 券 売 却 益		—	—
国 債 等 債 券 償 還 益		—	—
そ の 他 事 業 収 益		—	—
そ の 他 事 業 費 用		13	14
そ の 他 事 業 収 支		127	82
事 業 粗 利 益		930	1,073
事 業 粗 利 益 率		1.03	1.15
事 業 純 益		95	315
実 質 事 業 純 益		100	315
コ ア 事 業 純 益		100	315
コ ア 事 業 純 益 (投 資 信 託 解 約 損 益 除 く)		100	315

(注1) 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支

(注2) 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

(注3) 事業純益＝事業粗利益－経費（人件費・物件費・税金）－一般貸倒引当金繰入額

●資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

区 分		令和元年度			令和2年度		
		平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定		90,589	881	0.97	93,465	849	0.91
貸 出 金		32,071	514	1.60	32,228	509	1.58
預 け 金		58,231	363	0.62	60,333	328	0.54
有 価 証 券		287	4	1.28	904	12	1.31
資 金 調 達 勘 定		90,974	88	0.10	93,572	55	0.06
貯 金 ・ 定 積		88,057	88	0.10	90,682	55	0.06
借 用 金		2,917	—	—	2,890	—	—
貯 金 原 価 率				1.04			0.89
総 資 金 利 ざ や				0.09			0.29

(注1) 貯金原価率＝貯金利息＋支払奨励金＋経費／貯金平残×100

(注2) 総資金利ざや＝総資金運用利回り－総資金原価率

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度増減額	令和2年度増減額
受 取 利 息	△ 10	△ 32
う ち 貸 出 金	△ 60	△ 4
う ち 有 価 証 券	4	8
う ち 預 け 金	46	△ 36
支 払 利 息	△ 12	△ 33
う ち 貯 金 等	△ 12	△ 33
う ち 譲 渡 性 貯 金	—	—
う ち 借 用 金	—	—
差 引	2	1

(注) 増減額は、前年度対比です。

●経費の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
人 件 費	309	306
役 員 報 酬	37	34
給 料 手 当	191	198
賞 与 引 当 金 戻 入	△ 14	△ 16
賞 与 引 当 金 繰 入	16	15
福 利 厚 生 費	58	56
退 職 給 付 費 用	17	15
役員退職慰労引当金繰入	4	4
旅 費 交 通 費	10	5
業 務 費	377	312
負 担 金	66	53
施 設 費	51	64
貯 金 保 険 料	7	7
雑 費	4	4
税 金	6	7
合 計	830	758

役員等の報酬体系

●役員

■対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

■役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支 給 総 額	
	基 本 報 酬	退職慰労金（注2）
対象役員（注1）に対する報酬等	34	4

（注1）対象役員は、理事12名、監事4名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2）退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

■対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会によって定めています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、退任慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職 員 等

■対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当連合会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当連合会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和2年度に当連合会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 令和2年度において当連合会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

●そ の 他

当連合会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

諸 指 標

●最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、□、%)

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経 常 収 益	1,082	1,057	1,076	1,051	1,181
経 常 利 益	99	125	132	100	343
当 期 剰 余 金	57	△261	32	76	298
出 資 金	1,572	1,572	1,538	1,553	1,550
出 資 □ 数	15,721	15,721	15,378	15,528	15,498
純 資 産 額	7,176	6,880	6,912	6,983	7,234
総 資 産 額	91,894	94,447	98,211	92,911	104,733
貯 金 等 残 高	82,921	84,157	87,823	82,463	93,964
貸 出 金 残 高	27,406	30,824	29,414	31,227	27,556
有 価 証 券 残 高	—	—	—	796	996
剰 余 金 配 当 額	30	—	15	39	101
出 資 配 当 の 額	30	—	15	39	31
事業利用分量配当の額	—	—	—	—	70
職 員 数	43人	43人	43人	42人	41人
単 体 自 己 資 本 比 率	19.72%	18.58%	16.57%	16.38%	15.98%

(注1) 残高計数は、期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

(注2) 「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断する為の基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

●経営諸指標 (貯貸率等・利益率)

(単位：百万円)

項 目	令和元年度末	令和2年度末
貯 貸 率		
期 末 残 高	37.87%	29.33%
期 中 平 均 残 高	36.42%	35.54%
貯 預 率		
期 末 残 高	64.01%	72.52%
期 中 平 均 残 高	66.13%	66.53%
貯 証 率		
期 末 残 高	0.97%	1.06%
期 中 平 均 残 高	0.33%	1.00%
一 従 業 員 当 り		
貯 金 残 高	1,963	2,292
貸 出 金 残 高	744	672
一 店 舗 当 り		
貯 金 残 高	41,231	46,982
貸 出 金 残 高	15,614	13,778

項 目	令和元年度末	令和2年度末
総 資 産 経 常 利 益 率	0.10%	0.34%
資 本 経 常 利 益 率	1.44%	4.94%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.08%	0.29%
資 本 当 期 純 利 益 率	1.11%	4.29%

(注1) 総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益／総資産平均残高(偶発債務見返除く)×100

(注2) 資本経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益／資本勘定平均残高×100

自己資本の充実の状況

●自己資本調達手段の概要に関する事項

■自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員等ご利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和3年3月末における自己資本比率は、会員の皆さま方にご協力いただきました結果、15.98%となりました。

■経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員からの普通出資により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	愛媛県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,550百万円（前年度1,553百万円）

当連合会では、将来的な信用リスクや金利リスクの発生・増加に備えて、安定的な自己資本比率を維持する観点から、増資による自己資本の充実を図っております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

●信用リスクに関する事項

■標準的手法に関する事項

当連合会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（イ）リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・ リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、

- ①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること
- ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること
- ③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること
- ④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA－またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引及び長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当連合会では、証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

●出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当連合会においては、これらを①「その他有価証券」、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

その他有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに運用会議を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックしています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これら評価等は、株式については、その他有価証券として時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて減損処理しております。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

●金利リスクに関する事項

■金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（貸出金、有価証券、貯金等）が、金利変動により発生するリスク量をいいます。

当連合会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当連合会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理しています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当連合会は、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

当連合会では、市場金利が上下1%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当連合会では当座性貯金の額の50%を満期5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算出しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年となっております。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

当連合会は円通貨しか取り扱っておりません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ Δ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点）

特段ありません。

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和2年度末	令和元年度末	
			経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	7,133,441	6,944,441	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,549,800	1,552,800	
うち、再評価積立金の額	－	－	
うち、利益剰余金の額	5,684,521	5,430,179	
うち、外部流出予定額 (△)	△ 100,880	△ 38,537	
うち、上記以外に該当するものの額	－	－	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	84,302	90,145	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	84,302	90,145	
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－	
うち、回転出資金の額	－	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,217,743	7,034,586	
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	632	909	
うち、のれんに係るものの額	－	－	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	632	909	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	24,650	53,175	
適格引当金不足額	－	－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	
前払年金費用の額	－	－	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	25,282	54,084	

自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	7,192,460	6,980,501	
リスク・アセット等（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額	43,205,480	40,917,830	
資産（オン・バランス）項目	43,192,938	40,903,319	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	－	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	－	
オフ・バランス項目	12,541	14,511	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	－	－	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	－	－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,798,938	1,685,966	
信用リスク・アセット調整額	－	－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	45,004,418	42,603,797	
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	15.98%	16.38%	

（注）オペレーショナル・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用＝1、粗利益配分手法を使用＝2、先進的計測手法を使用＝3）

1

●自己資本の充実にに関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%
現金	778	0	0	733	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	43	0	0	47	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	55,813	11,163	447	69,672	13,934	557
法人等向け	3,548	2,632	105	3,851	2,563	103
中小企業等・個人向け	2,658	622	25	2,047	616	25
抵当権付住宅ローン	6	2	0	4	1	0
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	13	0	0	17	2	0
取立未済手形	1	0	0	1	0	0
漁業信用基金協会等保証	10,280	1,028	41	10,345	1,035	41
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出 資 等	1,326	1,326	53	1,270	1,270	51
(うち出資等のエクスポージャー)	1,326	1,326	53	1,270	1,270	51
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	18,474	24,130	965	16,741	23,771	951
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	6,775	16,938	678	6,775	16,938	678
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	71	178	7	58	144	6
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	11,628	7,014	281	9,908	6,689	268
証 券 化	—	—	—	—	—	—
(うち S T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非 S T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドレート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—
C V A リスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合 計	92,940	40,903	1,636	104,728	43,192	1,728

(注) 「エクスポージャーの期末残高」は、信用リスク削減効果適用前の資産の額、「リスク・アセット額」は信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセット額を記載しています。

●オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

令和元年度			令和2年度		
粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を 8%で除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己 資本額 $c = b \times 4\%$	粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を 8%で除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己 資本額 $c = b \times 4\%$
930	1,744	70	1,073	2,012	80

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連合会では基礎的手法を採用しています。

●所要自己資本額

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
42,604	1,704	45,004	1,800

●信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び 主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分		令和元年度末			令和2年度末		
		信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券
法人	農 林 水 産 業	7,413	7,413	—	7,040	7,040	—
	製 造 業	—	—	—	201	—	201
	建 設 業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	799	—	799	799	—	799
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	57,204	4,391	—	71,061	2,889	—
	不 動 産 業	—	—	—	—	—	—
	サービスマ業	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体	43	—	—	47	—	—
	そ の 他	7,787	7,787	—	7,714	7,714	—
個 人		11,665	11,665		9,937	9,937	
固 定 資 産 等		8,029			7,929		
合 計		92,940	31,256	799	104,728	27,580	1,000

(注1) 全て国内取引です。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

(注3) 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

●信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高 及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和元年度末			令和2年度末		
	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券
1 年 以 下	66,239	13,426	—	78,423	10,251	—
1 年 超 3 年 以 下	6,213	6,213	—	7,097	6,896	201
3 年 超 5 年 以 下	3,137	3,137	—	3,570	3,570	—
5 年 超 7 年 以 下	1,886	1,690	196	1,267	1,071	196
7 年 超	5,975	5,372	603	4,993	4,390	603
期限の定めなし	9,490	1,418	—	9,378	1,402	—
合 計	92,940	31,256	799	104,728	27,580	1,000

(注1) 全て国内取引です。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

●3ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

(単位：百万円)

区 分		令和元年度末	令和2年度末
法人	農 林 水 産 業	—	—
	製 造 業	—	—
	建 設 業	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—
	卸 売 ・ 小 売 業	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—
	不 動 産 業	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—
	地 方 公 共 団 体	—	—
	そ の 他	—	—
個 人		13	17
合 計		13	17

(注1) 全て国内取引です。

(注2) 「延滞エクスポージャーの期末残高」には、基金協会保証付債権は含まれていません。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		令和元年度					令和2年度				
		期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金		86	90	0	86	90	90	84	0	90	84
個 別 貸 倒 引 当 金		134	14	125	9	14	14	12	0	14	12
法 人	農 林 水 産 業	125	0	124	1	0	0	0	0	0	0
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		9	14	1	8	14	14	12	0	14	12

(注) 全て国内取引です。

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和元年度	令和2年度
法 人	農 林 水 産 業	—	—
	製 造 業	—	—
	建 設 業	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—
	卸 売 ・ 小 売 業	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—
	不 動 産 業	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—
	地 方 公 共 団 体	—	—
	そ の 他	—	—
個 人		1	0
合 計		1	0

●信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

区 分		令和元年度末			令和2年度末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	821	821	—	780	780
	10%	—	10,383	10,383	—	10,432	10,432
	20%	55,813	1	55,814	69,672	1	69,673
	35%	—	4	4	—	3	3
	50%	799	2	801	1,000	2	1,002
	75%	—	816	816	—	809	809
	100%	—	10,573	10,573	—	10,022	10,022
	150%	—	—	—	—	1	1
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	6,846	6,846	—	6,833	6,833
	1250%	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
合 計		56,612	29,446	86,058	70,672	28,883	99,555

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	102	—	85
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他	—	1	—	1
合 計	—	103	—	86

(注)「適格金融資産担保」には、貸出金と自会貯金の相殺は含まれていません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

●出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	6,718		6,661	
合 計	6,718	—	6,661	—

●出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

区 分	令和元年度			令和2年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	—	—	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

●貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

●金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	211	516	113	52
2	下方パラレルシフト	0	0	3	2
3	ス テ ィ ー プ 化	298	574		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	298	574		
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	7,192		6,981	

(注1)「金利リスクに関する事項」については、平成31年度金融庁・農水省告示第5号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、2019年3月末から金利リスクの定義と計測を変更しております。

(注2)「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

リスク管理情報等

●リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度末	令和2年度末	増 減
リスク管理債権総額 (A) = ① + ② + ③ + ④	5,885	5,176	△ 709
破綻先債権額 ①	0	3	3
延滞債権額 ②	5,885	5,000	△ 885
3ヶ月以上延滞債権額 ③	—	—	—
貸出条件緩和債権額 ④	0	173	173
保全額合計 (D) = (B) + (C)	5,885	5,176	△ 709
担保・保証付債権額 (B)	5,871	5,163	△ 708
貸倒引当金残高 (C)	14	13	△ 1
保 全 率 (D) / (A)	100.00	100.00	0.00

(注1)「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

(注2)「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。

(注3)「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいいます。

(注4)「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2、注3に掲げるものを除く。）をいいます。

(注5)「担保・保証付債権額 (B)」は、「リスク管理債権総額 (A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6)「貸倒引当金残高 (C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

●金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度末	令和2年度末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	526	307	△ 219
危 険 債 権	5,359	4,696	△ 663
要 管 理 債 権	0	173	173
不 良 債 権 額 合 計 (A)	5,885	5,176	△ 709
正 常 債 権	25,371	22,404	△ 2,967
保 全 額 合 計 (D) = (B) + (C)	5,885	5,176	△ 709
担 保 ・ 保 証 付 債 権 額 (B)	5,871	5,163	△ 708
貸 倒 引 当 金 残 高 (C)	14	13	△ 1
保 全 率 (D) / (A)	100.00	100.00	0.00

(注1)「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3)「要管理債権」とは、基本的には、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。

(注4)「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。

(注5)「担保・保証付債権額 (B)」は、「金融再生法開示債権総額 (A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6)「貸倒引当金残高 (C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度					令和2年度				
	期首	期中	期中減少額		期末	期首	期中	期中減少額		期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒引当金	86	90	0	86	90	90	84	0	90	84
個別貸倒引当金	134	14	125	9	14	14	13	0	14	13
合 計	220	104	125	95	104	104	97	0	104	97

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
貸 出 金 償 却 額	1	0

財務諸表の正確性等にかかる確認書

膳 本

確 認 書

- 1 私は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、適正に表示されていることを確認しました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年6月17日

愛媛県信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 三 好 猛



浜鯛長：愛媛県JFマリンバンクのイメージキャラクター。

愛媛県では瀬戸内の鯛、愛鯛といった名称やキャッチコピーで赤く綺麗な鯛を生産していますので、そこから生まれたキャラクター。

特 徴：漁師を引っ張る浜の隊長であり、鯛の王様という意味の名称。

漁師の前掛けをイメージした腰巻にある「喜」という文字は、皆様に消費していただいた魚の骨の絵です。